宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センターにおける研修生受入に関する取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）において実施する研修を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　研修　中小企業、公共団体、大学等（以下「企業等」という）の依頼により、センター職員が試験研究の成果を用いて指導することで、技術の習得等、当該企業等が必要とする人材を養成することをいう。

（２）　研修生　企業等が派遣するもので、センター所長（以下「所長」という）の承認を得て、センター職員が有する技術を習得するため研修を受ける者をいう。

（３）　申請者　研修生を派遣しようとする企業等の長、又は研修生の研修に係る全責任を負う者をいう。

（資格）

第３条　研修生は、県内産業の振興に寄与することが認められる者とする。ただし、所長が特に必要と認めた場合は、それ以外の者を受け入れることができる。

２　企業等は、研修期間中に研修生を対象とする災害保障保険又はそれに準ずる保険（以下「保険等」という）に加入していなければならない。

３　前項について、研修生自身が保険等に加入している場合はこの限りではない。

（申請）

第４条　申請者は、派遣しようとする日の２０日前までに、研修生派遣申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）に研修計画書を添えて、所長に提出しなければならない。

（承認）

第５条　所長は、申請書を受理したときは、別に定める審査要領に基づき、その内容を審査し、適当であると認められるときは、これを承認し、研修生受入承認書（別記様式第２号）により通知するものとする。

（誓約）

第６条　研修生として承認された者は、研修初日までに次の各号の書類を所長に提出しなければならない。

（１）　誓約書（別記様式第３号）

（２）　身元保証書（別記様式第４号）

２　前項の書類の提出のないときは、所長は第５条の承認を取り消すものとする。

（研修期間）

第７条　研修期間は、原則として５日以上とする。ただし、その期間は同一の会計年度内でなけれ

ばならない。

（研修生指導者）

第８条　所長は、研修生の受入れを承認するときは、配属部及び研修生指導者を定めなければならない。

２　研修生指導者は、研修生の研修を指導するとともにその遵守事項について監督しなければならない。

（研修生の遵守事項）

第９条　研修生は、研修中においては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（１）　研修生は、センター内においては、所定のネームプレートを常に着用しなければならない

（２）　研修生の研修時間、服務等は、センター職員に準じて行わなければならない。

（３）　研修生は、常に研修生指導者の指示に従わなければならない。

（４）　研修生は、センターの設備を使用するときは、善良な注意をもって適切に使用しなければならない。

（５）　研修生は、研修により得られた知識以外の情報を他人に知らせ、又は利用してはならない。

（事故等への対応）

第10条　所長は、研修期間中に研修生に事故等が発生した場合、速やかに申請者に連絡するものとする。

（災害補償）

第11条　申請者は、研修生が研修中の業務において、負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償を行わなければならない。

（期間の延長）

第12条　所長は、必要と認めるときは、第５条で承認した期間を超えて研修生の研修期間を延長することができる。

２　申請者は、研修生が承認を受けた研修期間を延長する必要があるときは、研修期間延長申請書（別記様式第５号）を所長に提出しなければならない。

３　所長は、前項に規定する研修期間延長申請書を受理し、承認したときは、研修期間延長承認書（別記様式第６号）により通知するものとする。

（承認の取消し）

第13条　所長は、研修生としてその研修を継続することが困難と認めるとき、又はセンターの業務に著しい支障を生じたときは、研修期間中であっても承認を取消すことができる。

（研修生派遣の中止）

第14条　申請者は、研修期間中においてやむを得ない理由により研修生の派遣を中止しようとするときは、研修生派遣中止届出書（別記様式第７号）を所長に提出しなければならない。

（研修の報告）

第15条　研修生は、研修が終了したときは、研修結果報告書（別記様式第８号）に研修の成果や記

録を記載した書類を添えて所長に提出しなければならない。

（費用負担）

第16条　研修生指導者は、承認された研修の目的を達成するためにセンターの設備を研修生に無償で使用させることができる。

２　申請者は、研修生が研修のため必要とする作業衣及び消耗品等のすべてを負担しなければならない。

（適用除外）

第17条　この要綱は、別に定められた研修計画及び研修実施要領等に基づいて行われている研修には適用しない。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　宮崎県工業技術センター等研修生取扱要綱（平成14年６月１日施行）は、廃止する。

３　この要綱の施行の日において、現に研修を受けている研修生については、旧要綱を適用する。